

2025 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 ライフネット生命保険株式会社
 代表者名 代表取締役社長 横澤 淳平
 (証券コード:7157 東証プライム市場)

ライフネット生命保険 告知事項一部改訂のお知らせ

お客さまの告知時の負担軽減のため一部の告知期間を 5 年から 3 年に短縮

ライフネット生命保険株式会社 (URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社: 東京都千代田区、代表取締役社長: 横澤淳平) は、お客さまのお申し込み手続きの負担軽減と保険契約者間の公平性の両立を目的に、10 月 9 日 (木) より告知事項の一部を改訂しましたのでお知らせいたします。

当社は、お客さまのお申し込み手続き時の負担を軽減するために社内の過去の申し込みデータを多角的に分析し、お申し込み手続き時の告知事項^{*1}の一部について、告知を必要とする期間を 5 年から 3 年に短縮しました。また、それとともに、就業不能保険をお申し込みの際に、保険金額により健康診断結果の提出を必要とする条件を撤廃しました。

また、一部の告知事項については、保険契約者間の公平性の維持を目的とし告知内容を追加しております。

1. 過去 5 年以内の「病気やケガによる手術、7 日間以上の入院・受診」について告知期間を過去 3 年以内に短縮^{*2}

「病気やケガによる手術、7 日間以上の入院・受診」に関する告知について、告知期間を「過去 5 年以内」としていたところを「過去 3 年以内」に短縮することで、お申し込み手続きの負担軽減および保険加入機会の拡大を実現しました。

2. 就業不能保険について給付金月額に応じた健康診断書の提出を撤廃

これまで就業不能保険にお申し込みの際、就業不能給付金月額が 30 万円以上の場合は定期健康診断の結果表の提出をお願いしていましたが、この条件を撤廃することで、お客さまの負担の軽減を実現しました。

3. 過去 3 ヶ月以内の「検査の予定の有無」を告知事項に追加^{*2}

他方で、過去 3 ヶ月以内の入院・手術の予定に関する告知について、昨今の医療現場の現状も鑑み、保険契約者間の公平性の維持のために「検査の予定」を追加しました。

今後とも当社は、生命保険を、もっとわかりやすく、もっと便利にするため、保険のお申し込み手続きの利便性向上はもちろん、保険の一丁目一番地である保険金・給付金のお支払い対応のサービス向上^{*3}や、ご契約後の各種アフターフォローの充実まで、最高の保険体験をお届けできるよう努力し続けてまいります。

^{*1} 生命保険の公平な引き受けのため、お申し込み手続き時に過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等についての告知をお願いしています。詳しくは、「[\(FAQ\) 告知とは何のために必要なのですか？](#)」をご確認ください。

^{*2} 告知内容の詳細は「[健康診断・健康状態に関する質問項目例](#)」を参考にしてください。

^{*3} [保険金・給付金の最短当日支払いを開始](#)

ライフネット生命について URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命は「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念を、「ライフネットの生命保険マニフェスト」にまとめ、営業開始から一貫してお客さま視点に立った生命保険をお届けしています。オンライン生保のリーディングカンパニーとして、デジタルテクノロジーを活用しながら、「安心して、未来世代を育てられる社会」の実現を目指します。

会社及び商品の詳細は <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。
株主・投資家向けの情報は <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
広報／IR 03-5216-7900